一般社団法人 投資信託協会 会長 殿

(商号又は名称) バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 (代表者) 代表取締役社長 星野 元伸

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に 関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

- 1. 委託会社等の概況 (2024年10月31日現在)
 - (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 15 億円 発行可能株式総数 30,000 株 発行済株式総数 3,000 株

直近5ヵ年の資本金の変動 該当事項はありません。

- (2)会社の機構
 - ①会社の意思決定機構

法令または定款に定めるもののほか、当会社の業務執行に関するすべての重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会の決議によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了の時までとします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。また、取締役の決議によって、 取締役社長1名を定め、必要に応じてその他の役付取締役を定めることができます。 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集します。取締 役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行います。取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

②投資運用の意思決定機構

1. 運用方針の決定

商品担当部署、運用担当部署、リスク管理・コンプライアンス担当部署の担当 取締役等で構成される新商品委員会にて、ファンドの基本事項(運用方針・商品 概要書等)を審議・調整し、社長にて内容を決定します。

2. 運用ガイドライン・運用計画書の決定

ファンドの基本事項(運用方針・商品概要書等)に基づき、各ファンドの運用担当者は運用ガイドラインを作成し、運用担当部署担当取締役が決定します。 運用ガイドラインには運用基本方針、運用プロセス、運用制限等を記載します。

各ファンドの運用担当者は、運用ガイドライン等に基づき、月次で運用計画書を作成します。運用計画書には翌1ヵ月の投資方針を記載します。なお、投資方針を変更する場合は、投資方針の変更理由を記載した変更計画書を作成します。

3. 売買執行

各ファンドの運用担当者は銘柄の選定、組入数量(金額)等の注文内容を決定し、売買執行業務を行う者(当該ファンドの運用担当者とは別の者)へ発注を依頼します。売買執行業務を行う者は、最良執行を目指して、注文内容に応じて取引手法、発注方法等を決定し、ブローカーへ発注します。

4. モニタリング (第一線)

各ファンドの運用担当者は、日次で運用ガイドライン等の遵守状況をチェックすると共に、ファンドの運用に関わる状況について、原則月次で運用担当部署の部長に対して報告を行います。運用担当部署は、各ファンドの運用担当者による運用が遵守すべき事項を逸脱している場合には、リスク管理・コンプライアンス担当部署への報告を行うと共に、速やかに対応を協議します。

5. モニタリング (第二線)

運用担当部署から独立したリスク管理・コンプライアンス担当部署は、運用に関するパフォーマンス評価、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。モニタリング結果に問題等がある場合は、運用担当部署に確認を行い、必要に応じて対応について協議を行います。また、これらのモニタリング結果について取締役会およびリスク管理に関する委員会へ四半期に一回報告すると共に、パフォーマンスの状況について商品ガバナンスに関する委員会へ年に一回報告します。

6. モニタリング (第三線)

運用担当部署から独立した内部監査担当部署が運用、リスク管理・コンプライアンス等の業務執行が適切に実施されているか等をモニタリングします。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社は、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業に係る業務、投資助言・代理業に係る業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2024年10月31日現在、運用する投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除く)

ファンドの種類	本数	純資産総額(単位:円)
追加型株式投資信託	19	548,477,635,033
合計	19	548,477,635,033

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社であるバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに 同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
- (2) 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、第2期事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受け、第3期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

1【貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2023年3月31日) (2024年3月31日) 資産の部 流動資産 現金・預金 2, 138, 030 1,699,955 未収入金 **※**1 149, 764 137, 787 未収委託者報酬 13, 278 110, 759 未収運用受託報酬 65, 257 未収投資助言報酬 32, 349 36, 153 前払費用 7,523 18, 548 未収消費税等 54,007 2, 188 流動資産合計 2, 394, 953 2,070,649 固定資産 有形固定資産 建物 48, 298 48, 598 器具備品 60,731 58, 511 減価償却累計額 36, 663 15, 415 有形固定資産合計 91, 394 72,665 無形固定資産 ソフトウェア 33,824 41, 252 商標権 295 265 400 著作権 400 無形固定資産合計 34, 519 41,918 投資その他の資産 繰延税金資産 7, 204 5,835 その他 396 277 投資その他の資産合計 7,601 6, 112 固定資産合計 133, 515 120,696 繰延資産 開業費 81,054 63,990 63,990 繰延資産合計 81,054 資産合計 2,609,523 2, 255, 336

(単位:千円)

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
負債の部			
流動負債			
未払金	※ 1	51,824	91, 057
未払費用		1, 129	1,881
未払法人税等		11, 131	8,822
その他の流動負債		3, 653	8, 323
流動負債合計		67, 739	110, 084
負債合計		67, 739	110, 084
純資産の部			
株主資本			
資本金		1, 500, 000	1, 500, 000
資本剰余金			
資本準備金		1, 500, 000	1, 500, 000
資本剰余金合計		1, 500, 000	1, 500, 000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 458, 215	△ 854, 748
利益剰余金合計	_	△ 458, 215	△ 854, 748
株主資本合計		2, 541, 784	2, 145, 251
純資産合計	_	2, 541, 784	2, 145, 251
負債純資産合計		2, 609, 523	2, 255, 336

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(自 2022年8月 1日	(自 2023年4月 1日
		至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
営業収益			
委託者報酬		12,071	488, 243
運用受託報酬		_	98, 599
投資助言報酬		29, 408	122, 438
営業収益計		41, 479	709, 281
営業費用			
支払手数料		4, 333	94, 381
広告宣伝費		14, 520	10, 941
調査費		255, 890	412, 222
調査費		255, 890	412, 222
営業雑経費		41, 263	39, 124
通信費		34, 306	34, 808
印刷費		477	3, 017
協会費		6, 230	792
諸会費	_	248	505
営業費用計	_	316, 007	556, 670
一般管理費			
給料		227, 910	503, 494
役員報酬		72, 730	169, 324
給料・手当		155, 179	334, 169
法定福利費		1, 450	3, 753
福利厚生費		67	363
交際費		7	113
旅費交通費		59	92
租税公課		12, 250	19, 001
不動産賃借料		30, 350	65, 498
固定資産減価償却費		16, 571	30, 174
諸経費	※ 1 _	34, 274	44, 918
一般管理費計	_	322, 941	667, 409
営業損失	_	597, 469	514, 798
営業外収益			
受取利息		13	19
雑益	_	0	235
営業外収益計	_	13	254
営業外費用			
繰延資産償却費		17, 096	17, 064
為替差損	_	<u> </u>	3
営業外費用計	_	17, 096	17, 067
経常損失	_	614, 551	531, 610
税引前当期純損失	_	614, 551	531, 610
法人税、住民税及び事業税		△ 149, 131	△ 136, 447
法人税等調整額	_	△ 7, 204	1, 369
法人税等合計	_	△ 156, 335	△ 135, 078
当期純損失	_	458, 215	396, 532

3【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

株主資本							(単位:1万)
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	次十淮进入	資本剰余金合計	その他利益剰余金	- 利益剰余金合計	株主資本計	純資産合計
		資本準備金		繰越利益剰余金			
当期首残高		l				I	_
当期変動額							
新株の発行	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000			3, 000, 000	3, 000, 000
当期純損失(△)				△ 458, 215	△ 458, 215	△ 458, 215	△ 458, 215
当期変動額合計	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 458, 215	△ 458, 215	2, 541, 784	2, 541, 784
当期末残高	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 458, 215	△ 458, 215	2, 541, 784	2, 541, 784

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

							(単位:1円)	
株主資本								
		資本	資本剰余金		利益剰余金		(to the set of the se	
	資本金	次十半件人	次十両人人へき	その他利益剰余金	株主資料		純資産合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益判余金合計			
当期首残高	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 458, 215	△ 458, 215	2, 541, 784	2, 541, 784	
当期変動額								
当期純損失(△)				△ 396, 532	△ 396, 532	△ 396, 532	△ 396, 532	
当期変動額合計	_	_	=	△ 396, 532	△ 396, 532	△ 396, 532	△ 396, 532	
当期末残高	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 854, 748	△ 854, 748	2, 145, 251	2, 145, 251	

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法(建物については定額法)によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3-18年

器具備品 3-15年

(2) 無形固定資產

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を 採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

支出時に費用として処理しております。

(2) 開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約 款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資一任契約に 基づき、各月の平均純資産価額に対する一定割合を収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融 要素は含まれておりません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度		当事業年度	
	(2023年3月31日)		(2024年3月31日)	
流動資産				
未収入金	149, 764	千円	137, 787	千円
流動負債				
未払金	3, 173	千円	-	千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度		当事業年度		
	(自 2022年8月 1日		(自 2023年4月 1日		
	至 2023年3月31日)		至 2024年3月31日)		
一般管理費					
諸経費	2, 916	千円	7, 809	千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期 首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	_	3,000	_	3,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期 首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000	_	_	3,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、投資助言先毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金(未払手数料)は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを 原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金(未払手数料)は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収入金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

1. 除些忧亚真在少无工少工な所因所少的		
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注)	34,881 千円	66,882 千円
未払事業税	3,215 千円	2,411 千円
未払事業所税	345 千円	576 千円
税務上の繰延資産	5,385 千円	4,258 千円
繰延税金資産小計	43,827 千円	74,127 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 34,881 千円	△ 66,882 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,741 千円	△ 1,410 千円
評価性引当額小計	△ 36,622 千円	△ 68,292 千円
繰延税金資産合計	7,204 千円	5,835 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 前事業年度(2023年3月31日)

1年超 2年超 3年超 4年超 1年以内 5年超 合計 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 税務上の繰越欠損 34, 881 34,881 金(※) 評価性引当額 $\triangle 34,881$ $\triangle 34,881$

当事業年度 (2024年3月31日)

繰延税金資産

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	_	_	_	-	-	66, 882	66, 882
評価性引当額	_	-	_	-	_	△66, 882	△66, 882
繰延税金資産	I	I	I	_	_	_	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

^(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日)

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

【注記事項】 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【注記事項】 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針)3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

			<u> </u>
	委託者報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収益	12,071	29, 408	41, 479

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益全体に占める本邦の割合が 90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が 90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	(
顧客の名称または氏名	営業収益
第一生命保険株式会社	29, 408

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外と しております。そのため、営業収益の金額は、投資助言報酬のみ表示しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

				(
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収益	488, 243	98, 599	122, 438	709, 281

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

		(1) - 117
日本	欧州	合計
609, 860	99, 421	709, 281

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が 90%を超えるため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
第一生命保険株式会社	121, 616
Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	98, 599

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集計の対象外と しております。そのため、営業収益の金額は、運用受託報酬及び投資助言報酬のみ表示して おります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)					
											新株の引受	3, 000, 000	資本金	1, 500, 000	
			344,074百万円		に 除業 (被所有)		初れがジリス	3, 000, 000	資本準備金	1, 500, 000					
親会社	第一生命ホールディングス	東京都		保険業			グループ通算制度に係 る精算(受取)予定額	149, 764	未収入金	149, 764					
税云江	株式会社 =	千代田区			体灰米	体灰米	1 体灰朱	11 体灰木	体灰米	直接100.0%	MALL	経営管理料の支払	2, 885	未払金	3, 173
							商標使用料の支払	31	-	-					

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				44,074百万円 保険業	保險業 (被所有) 直接100.0%	持株会社	グループ通算制度に係 る精算(受取)予定額	137, 397	未収入金	137, 397
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都 千代田区	344,074百万円				経営管理料の支払	7, 762	未収入金	389
							商標使用料の支払	47	-	_

(2) 兄弟会社等

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の	第一生命保険株式会社	東京都	60,000百万円	保険業	ID BA Alle	なし	投資顧問契約の締結	投資助言サービスの 供与	29, 408	未収投資 助言報酬	32, 349
子会社	第一生町床陝株 八芸性	千代田区	60,000日万円		なし	従業員の出向受入	出向負担金	197, 400	-	-	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。
- (2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)									
親会社の	第一生命保険株式会社	東京都		40 000ZZ	都 60,000百万円	CO 00077		T	保険業		投資顧問契約の締結	投資助言報酬の受取	121, 616	未収投資 助言報酬	35, 659				
子会社	弟一生旷休庾怀 八云怔	千代田区 00,000日 2717	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	00,00013711	,	日区,300日/311	保険業	7,000日カロ 休阪来	40	従業員の出向受入	出向負担金	418, 756	-	-
親会社の 子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	英領 バミューダ	135百万米ドル	再保険業	なし	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	98, 599	未収運用受託報酬	65, 257									

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)取引金額及び取引条件は、市場実態を勘案し、交渉の上で決定しております。
- (2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高は消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

第一生命ホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
項目	(自 2022年8月 1日	(自 2023年4月 1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	847, 261円34銭	715, 083円91銭
1株当たり当期純損失	152,738円65銭	132, 177円43銭

- (注)(1)潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
 - (2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度	当事業年度
項目		(自 2022年8月 1日	(自 2023年4月 1日
		至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
当期純損失	千円	458, 215	396, 532
普通株主に帰属しない金額	千円		_
普通株式に係る当期純損失	千円	458, 215	396, 532
普通株式の期中平均株式数	株	3, 000	3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

()	首位	千	Ш,)
\ -	□ /11/			,

	当中間会計期間
	(2024年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1, 877, 398
未収委託者報酬	158, 371
未収運用受託報酬	113, 203
未収投資助言報酬	56, 596
未収入金	3, 335
前払費用	10, 686
流動資産合計	2, 219, 591
固定資産	
有形固定資産	
建物	48, 284
器具備品	60, 731
減価償却累計額	\triangle 43, 909
有形固定資産合計	65, 105
無形固定資産	
ソフトウェア	36, 122
商標権	250
著作権	400
無形固定資産合計	36, 772
投資その他の資産	
繰延税金資産	6, 765
その他	217
投資その他の資産合計	6, 983
固定資産合計	108, 861
繰延資産	
開業費	55, 458
繰延資産合計	55, 458
資産合計	2, 383, 910

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

	(2024年9月30日)
負債の部	
流動負債	
未払金	81, 508
未払法人税等	44, 872
未払消費税等	22, 435
その他の流動負債	5, 966
流動負債合計	154, 783
負債合計	154, 783
純資産の部	
株主資本	
資本金	1, 500, 000
資本剰余金	
資本準備金	1, 500, 000
資本剰余金合計	1, 500, 000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△ 770,872
利益剰余金合計	△ 770, 872
株主資本合計	2, 229, 127
純資産合計	2, 229, 127
負債純資産合計	2, 383, 910

(単位	:	千円)	

-	业 中間 会計 期 間
	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日
	至 2024 年 9 月 30 日)
営業収益	
委託者報酬	490, 206
運用受託報酬	214, 564
投資助言報酬	84, 250
営業収益計	789, 021
営業費用	
支払手数料	73, 732
広告宣伝費	5, 196
調査費	233, 388
調査費	233, 388
営業雑経費	22, 480
通信費	17, 350
印刷費	3, 587
協会費	920
諸会費	622
営業費用計	334, 798
一般管理費	004, 100
給料	249, 192
役員報酬	77, 415
役員報酬 給料・手当	171, 777
法定福利費	
福利厚生費	1, 940
	203
交際費	57
旅費交通費	408
租税公課	13, 829
不動産賃借料	32, 831
固定資産減価償却費	12, 583
諸経費 ************************************	19, 051
一般管理費計	330, 098
営業利益	124, 124
営業外収益	
受取利息	98
雑益	17
営業外収益計	115
営業外費用	
繰延資産償却費	8, 531
雑損	9
営業外費用計	8, 541
経常利益	115, 698
固定資産除却損	121
特別損失	121
税引前中間純利益	115, 576
法人税、住民税及び事業税	32, 631
14八7元、	32, 031

法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益

 △ 930
31, 701
83, 875

3【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				(+12:11)		
		資本剰余金		利益剰余金			/. de √/esbe
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本計	純資産合計
当期首残高	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 854,748	△ 854,748	2, 145, 251	2, 145, 251
当中間期変動額							
中間純利益				83, 875	83, 875	83, 875	83, 875
当中間期変動額合計	_	_	_	83, 875	83, 875	83, 875	83, 875
当中間期末残高	1, 500, 000	1, 500, 000	1, 500, 000	△ 770,872	△ 770,872	2, 229, 127	2, 229, 127

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法(建物については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3-18年

器具備品 3-15年

(2) 無形固定資產

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を 採用しております。

2. 繰延資産の処理方法

開業費

開業から5年にわたり均等償却しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスを行っており、委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提のもと、投資信託の信託約款に基づき、投資信託の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資一任契約に 基づき、各月の平均純資産価額に対する一定割合を収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されるという前提のもと、投資顧問契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融 要素は含まれておりません。 (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000			3,000

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用についてはリスクを抑え安定的収益を得ることを原則とする方針であり、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、受託者である信託銀行において分別管理されている信託財産より支弁されるものであり、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。また、営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客毎に期日管理を行うとともに当社顧客は特定投資家に限定しており、当該営業債権にかかる回収リスクは僅少であります。

営業債務である未払金(未払手数料)は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日(当中間会計期間の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収入金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【注記事項】 (セグメント情報等) に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針) 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資運用事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	合計
外部顧客への営業収 益	490, 206	214, 564	84, 250	789, 021

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	欧州	合計
573, 624	215, 398	789, 021

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資產

有形固定資産全体に占める本邦の割合が 90%を超えるため、地域ごとの情報の 記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	214, 564

なお、委託者報酬は、受益者の情報を制度上把握することができないため、集 計の対象外としております。そのため、営業収益の金額は、運用受託報酬及び投 資助言報酬のみ表示しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間
項目	(自 2024年4月1日
	至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	743, 042 円 48 銭
1株当たり中間純利益	27,958円 57銭

- (注)(1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
 - (2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当中間会計期間
項目		(自 2024年4月1日
		至 2024年9月30日)
中間純利益	千円	83, 875
普通株主に帰属しない金額	千円	_
普通株式に係る中間純利益	千円	83, 875
普通株式の期中平均株式数	株	3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月12日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 初 美 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重 要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不 確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を 表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づ いているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月11日

バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 初 美 業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているバーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

公開日2024年12月4日作成基準日2024年11月11日

本店所在地東京都千代田区有楽町1丁目13番1号お問い合わせ先経営企画部 企画グループ